社労士 ふ く し ま 月間情報

No.225
2016.4 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252
発行担当者　広報委員会 蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3
http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1～　県会情報　・総会のご案内　・会費納入のお願い
・郡山市との災害協定
・社労士会総合相談所
P2～　連合会情報　・小規模企業共済
・連合会ＨＰ会員専用ページ情報
P3～　関係機関だより　・協会けんぽ　・福島県雇用労政課
・労働局　・社会保険ふくしま
P4～　事務局だより
P6～　政連だより

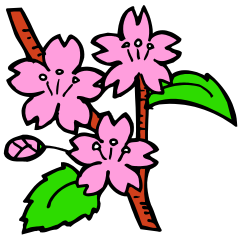

1.「被災事業者の事業再開・再生支援事業」に関わる専門家の募集について(P8～)

申込〆切：4 月 28 日(木)必着

県　会　情　報

1. 総会のご案内

平成 28 年度の総会の日程が決まりましたのでお知らせいたします。
日　時　　平成 28 年 6 月 10 日（金）13 時 00 分～（予定）
場　所　　穴原温泉　吉川屋（福島市）
多数のご出席をお願いいたします。

2.　会費納入のお願い

平成28年度会費等について、別添のとおりご連絡いたします。

４月30日までに納入くださるようお願いいたします。なお、口座振替を希望されている方は、４月25日が引落日となります。支部会費が加算されておりますので、金額をお確かめのうえ、ご指定の口座にご入金願います。納入方法の変更・口座に関する変更等がございましたら、事務局へご連絡ください。

政治連盟会費につきましては、政治資金規正法 21 条により、県会会費とは別途徴収しております。４月 30 日までに政治連盟の口座へ納入をお願いいたします。

3. 郡山市との災害時における労働・年金相談に関する協定締結について

平成 28 年 3 月 16 日（水）、郡山市との災害時における労働・年金相談に関する協定締結のため郡山市役所において締結式を行いました。品川萬里郡山市長、金子会長、宍戸副会長、久井副会長、渡部副会長が出席し、品川市長と金子会長が協定書を取交わしました。

（平成28年）3月17日（木曜日）

協定を結んだ品川市長（左から2人目）と金子会長（左から3人目）

災害時における労働・年金相談に関する協定締結式

県社会保険労務士会、郡山市と協定

手続き相談通し被災者支援

郡山市と県社会保険労務士会は十六日、災害時の連携協定を締結した。同会が県内の市町村と協定を結ぶのは初めて。

同会の会員は災害が発生した際、被災者から雇用保険の手続きや健康保険証の再発行、労災保険の給付手続きなどの相談に無料で応じる。市は市の施設を相談会場として無償で貸し出す。

品川萬里市長と金子昌明会長が市役所で協定書に署名した。宍戸宏行、久井貴弘、渡部弘志の副会長三人が同席した。

同会は東日本大震災後、県内各地で無料相談を実施してきた。その際、会場の確保が課題の一つになった。県や他の市町村とも協定締結を進める方針。

←【福島民報】平成 28 年 3 月 17 日掲載

【災害時における労働・年金相談に関する協定書】

災害時における労働・年金相談に関する協定書

郡山市（以下「甲」という。）と福島県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害時における労働・年金相談に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、大規模な気象災害、地震災害、原子力災害及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した時に、社会保険労務士がその専門的知識を活かし、被災者の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため相談・支援（以下「支援等」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援等の内容）
第２条　乙が行う支援は、次のとおりとする。
（１）労働社会保険関係の相談
雇用保険（失業保険）の手続の仕方等、離職票の書き方
健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談
（２）労災保険及び年金相談
労災保険における給付の手続き、遺族年金、障害年金の手続の仕方
年金手帳の再発行や年金の各種変更手続の仕方　など

（支援等の依頼）
第３条　災害等が発生し、甲が支援等の必要があると判断した時は、乙に次の事項について文書等により依頼し、乙から相談員（社会保険労務士）を派遣する。なお、緊急の場合は、電話等で依頼し、後日速やかに文書を送付する。
（１）必要とする支援
（２）必要とする人数及び期間
（３）支援等の場所及び当該場所への経路
（４）前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（支援等の実施体制）
第４条　乙は、あらかじめこの協定に基づく支援等を行うための連絡系統等の実施体制を定めるものとする。
２　実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告する。

（経費の負担）
第５条　支援等の実施に係る費用は、原則として無料で行う。
２　支援等を行うための会場は、甲が無償で提供する。

（損害の負担）
第６条　第２条に定める支援等により生じた損害は、乙又はその支援等に従事した社会保険労務士が負うものとする。

（災害補償）
第７条　支援等に従事した社会保険労務士が、支援等の場所の経路の途中及び支援等従事中に負傷、罹患、又は死亡した時の補償は、当該社会保険労務士の責任において行うものとする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた時は、その都度協議して定めるものとする。

（適用）
第９条　この協定は、平成２８年３月１６日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年３月１６日

甲　郡山市朝日一丁目２３番７号
郡山市
郡山市長　品川萬里

乙　福島市御山字三本松１９番３号
福島県社会保険労務士会
会長　金子昌明

4. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	福島県社労士会総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
27 年度(2 月)	11 件	11 件	6 件	6 件
3/23(水)	2 件	2 件	1 件	1 件
今年度実績	13 件	13 件	7 件	7 件
総計	H15.6～28.3　152 件		19.7～28.3　104 件	
実施	被災者支援無料相談会（県会事務局）			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
3/16～4/6	5 件	5 件	6 件	6 件

＜次回相談員＞

○社労士会総合相談所

【4/27】

・北目純子

・伊藤良憲

○被災者支援無料相談会

【4/13】佐川弘行

【4/20】村山敦子

【5/11】杉原正雄

連合会情報

1. 小規模企業共済制度改正に伴う申込手続方法及び各種様式の変更について

小規模企業共済制度につきましては、平成 28 年 4 月 1 日より申込金の廃止、共済事由の見直し等、制度改正が行われます。今回の改正に伴い、同共済制度の契約申込手続及び各種様式についても一部変更となります。詳細は連合会発行『月刊社労士』3 月号 47 ページをご確認ください。

2. 連合会ＨＰ会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う標準報酬月額の改定に係る特例的な取扱いについて
- 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正について

- 東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて
- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について
- 特定事由に係る申出等の制度の事務取扱について
- 国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正等について
- 国民年金保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件等について
- 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則一部を改正する省令等の公布について
- 平成 28 年度の雇用保険料率の周知について
- 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 128 号）等について
- 平成 27 年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

＜トレンドボックス＞日本年金機構より

- 平成 28 年 3 月送付分からの「公的年金等の源泉徴収票（準確定申告用）」の様式変更

関係機関だより

協会けんぽ

1. 平成 28 年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について（P14～）

平成 28 年度も標記業務を行うこととなりますが、昨年までの同業務と変更となる点やご協力をお願いしたい点をお知らせいたします。

①受託事業所の「被扶養者状況リスト」を社会保険労務士へ送付するために「同意事業所一覧」をご提出いただくことは変更ありませんが、事業所ごとの「同意書」については今後必要ありません。

②「同意事業所一覧」が前年度と同じ場合、「誓約書」のご提出を省略できることになっております。しかし、誓約書をいただけますと昨年の同意事業所一覧との突合作業を省略できますので、よろしければ「誓約書」の記入、提出についてご協力をお願い致します。

2. 傷病手当金・出産手当金を申請する際の添付書類の変更について

初回申請時の添付書類について、平成 28 年 4 月より次のとおり変更となりました。

①これまで、出勤簿と賃金台帳のコピーを必ず添付していただいておりましたが、添付が不要となりました。在庫の関係で、添付が必要と記載した「記入の手引き」を配布している場合がありますが、添付不要と読み替えていただきますようお願い致します。

なお、申請書の事業主様証明欄の記載内容で審査いたしますので、これまで同様、判読しやすいように記入いただきますようお願い申し上げます。

②一方で、被保険者が支給開始日以前 12 ヶ月以内に適用事業所に変更のあった方で、以前の事業所も協会けんぽ適用事業所であった場合、その名称・所在地、使用されていた期間を記入した書類（P17）を添付いただくことになりました。

これは、いずれの標準報酬月額を平均の算定に用いるかの特定を容易にするためです。

以上の変更内容についてご理解いただき、ご不明な点がありましたら協会けんぽ福島支部業務グループ（TEL:024-523-3917）までお問い合わせください。

申請書ダウンロード　傷病手当金 http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139
出産手当金 http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat315/sb3090/r148

3. 福島県労働審議会委員公募のお知らせ・・・福島県雇用労政課

詳細については、下記ＨＰをご確認ください。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shingikai-koubo.html

4. 富岡労働基準監督署仮事務所の移転について・・・福島労働局

平成 28 年 4 月 4 日より富岡労働基準監督署仮事務所を移転し、同時に同場所にハローワーク富岡「広野サテライト」を開設いたします。新事務所は下記のとおりです。

○富岡労働基準監督署仮事務所

所在地：　〒979-0403
双葉郡広野町大字下浅見字広長 44-3「広野みらいオフィス」2 階
TEL:0240-28-0170　FAX:0240-27-3041

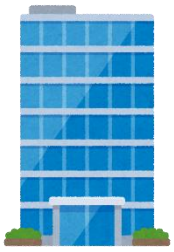

○ハローワーク富岡　広野サテライト

所在地：　（同上）
TEL:0240-27-1220　FAX:0240-27-1228

取扱業務：職業相談、職業紹介業務、求人情報検索
雇用保険受給者の失業認定業務
事業所等の届出書類のハローワーク富岡への取次業務

5. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

3 月 1 日～31 日　総アクセス数　1,287（内訳：新規 841　リピーター446）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	4/1 付 開業	ﾊﾔｼ　ｷﾐｵ 林　君雄	社会保険労務士　林事務所 福島市方木田字古屋敷 4 番地 18 TEL/FAX: 024-546-7160
	郡山	4/1 付 開業	ｺﾊﾞﾔｼｹﾝﾔ 小林研矢	社会保険労務士事務所 TSC 福島 郡山市駅前 2-10-15 三共郡山ビル北館 5 階 TEL: 024-905-1536 FAX: 024-905-1535
		4/1 付 その他	ﾖｼﾀﾅｵｼ 吉田直志	須賀川市森宿字安積田 156 TEL:080-5561-7097
		3/1 付 設置	社労士法人 みどり人事サポート	郡山市緑町 16-1 TEL: 024-927-1430 FAX: 024-927-1438
	いわき	4/1 付 勤務	ｵｶﾞｻﾜﾗｻﾄﾙ 小笠原悟	双葉郡広野町大字下北迫字西町 50 番地 TEL: 090-9223-4700
	白河	4/1 付 開業	ﾓﾄｵｶﾌｼﾞｪ 本岡藤栄	本岡社会保険労務士事務所 白河市新白河 2-75-2 ブランドール 105 TEL: 0248-29-8157
【変更】	郡山	P10	菊地富二夫	事務所名称 社会保険労務士法人みどり人事サポート
		P24	諸橋有紀子	事務所名称・所在地（勤務→開業） 継 Planning 社会保険労務士事務所 郡山市鶴見坦三丁目 5 番 8 号 TEL: 080-1678-9483
			山口江美	勤務先名称 社会保険労務士法人みどり人事サポート
	会津	P14	鈴木俊一	事務所所在地 河沼郡会津坂下町字市中二番甲 3638

【変更】		P25	板橋奎一郎	勤務先名称・所在地 会津よつば農業協同組合 会津若松市扇町 35 番地 1 TEL: 0242-37-2222
	いわき	P26	馬場正博	勤務先名称・所在地（いわき→郡山） 郡山労働基準監督署 郡山市桑野二丁目 1-18 TEL: 024-922-1370
【退会】	郡山	P11	水尻登志朗	3/31 付宮城会へ異動
		P24	五十嵐恵	3/31 付登録抹消
	白河	P21	田村俊男	3/31 付登録抹消

会務報告及び予定

3月　4日　いわき支部研修会（いわき産業創造館）
　　5日　年金事務所相談員スキルアップ研修（事務局）
　　9日　北海道・東北地域協議会労務管理研修会（ホテルさっぽろ芸文館）
　　8日　最賃企画提案会（労働局）
　　11日　介護事業労務管理研修伝達研修（ユラックス熱海）
　　12日　社労士成年後見センター福島（仮称）設立総会（事務局）
　　16日　郡山市との大規模災害協定締結協定式（郡山市）
　　17日　街角の年金相談センター福島運営部委員会（事務局）
　　20日　自民党福島県支部連合会定期大会（エルティ）
　　22日　東北福島年金事務所との連絡会議（東北福島年金事務所）
　　23日　第153回福島県社労士会総合相談所（事務局）
　　25日　福島県社労士会総合相談所第2回研修会（コラッセふくしま）
　　29日　復興支援事業セミナー及び相談会（いわき産業創造館）
4月　5日　がん就労支援事業オリエンテーション（事務局）
　　12 日　経営労務監査推進委員会、業務委員会（事務局）
　　14 日　広報委員会（事務局）
　　15日　福島支部定時総会
　　18日　専門家派遣・相談等支援事業推進委員会、専門家研修
　　（事務局）
　　21日　郡山支部総会
　　22日　監査（事務局）
　　25日　増子議員との政策協議会（郡山ビューホテルアネックス）
　　総務委員会（事務局）
　　28日　いわき支部総会
　　27日　第154回福島県社労士会総合相談所（事務局）

お知らせ

【社労士成年後見センター福島より】

○成年後見人養成研修の開催について(P18～)

申込先：社労士成年後見センター福島事務局

申込〆切：4 月 20 日(水)必着

政連だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【活動報告】

○２月２６日
公明党福島県本部
新春政経セミナー
（ホテル福島グリーンパレス）
渡邊康志幹事　出席
（左から：
渡邊幹事、
甚野会員（福島支部）、
公明党甚野源次郎議員）

○３月８日
増子輝彦参議院議員
新春の集い
（ホテルハマツ）
宍戸宏行会長、
久井貴弘副会長　出席
（左から：
久井副会長、
増子議員、
宍戸会長）

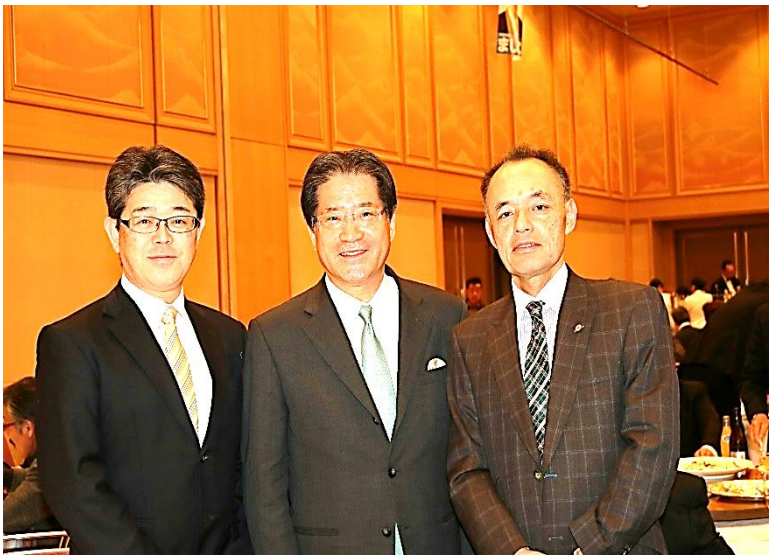

○３月２０日
自由民主党福島県支部連合会
定期大会
（ウエディングエルティ）
渡邊康志幹事　出席

○３月２４日
未来研　根本匠シンポジウム
（ホテルハマツ）
高山浩幹事　出席

３月１５日（火）増子輝彦議員郡山選挙事務所を訪問し、宍戸会長、久井副会長が増子議員へ推薦状をお渡ししました。

増子議員から３月１７日（木）に推薦御礼状を送付いただきました。

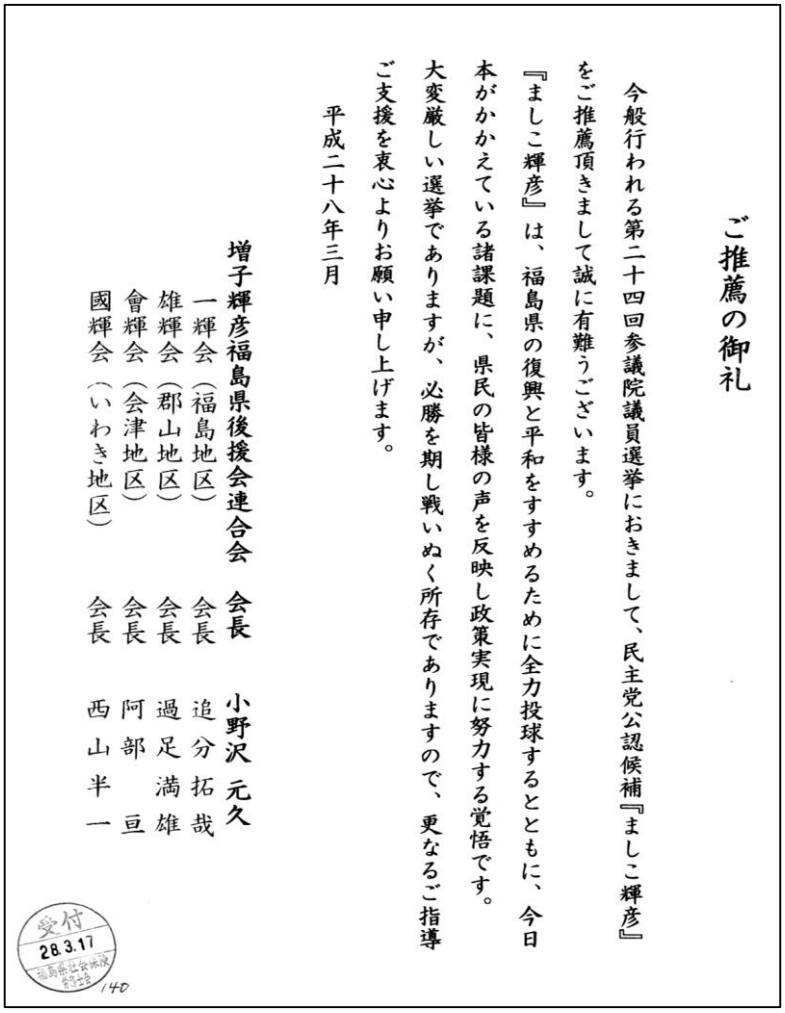

ご推薦の御礼

今般行われる第二十四回参議院議員選挙におきまして、民主党公認候補『ましこ輝彦』をご推薦頂きまして誠に有難うございます。

『ましこ輝彦』は、福島県の復興と平和をすすめるために全力投球するとともに、今日本がかかえている諸課題に、県民の皆様の声を反映し政策実現に努力する覚悟です。

大変厳しい選挙でありますが、必勝を期し戦いぬく所存でありますので、更なるご指導ご支援を衷心よりお願い申し上げます。

平成二十八年三月

増子輝彦福島県後援会連合会　会長　小野沢 元久
一輝会（福島地区）　会長　追分拓哉
雄輝会（郡山地区）　会長　過足満雄
會輝会（会津地区）　会長　阿部　亘
國輝会（いわき地区）　会長　西山半一

受付 28.3.17 福島県社会保険 140

＊福島県政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただく場として、月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）

政連に加入いただいていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いいたします。